

都市デザイン <用語の解説>

第10回 都市デザインの手法

(2) 図と地 (景観資源と景観計画)

出典：「建築大辞典 第2版」、彰国社、1993
「広辞苑 第四版」、新村出編、岩波書店、1993

図と地	ゲシュタルト心理学の基礎概念の一。形、存在が認められる「図」に対し、その背景となる部分を「地」と呼ぶ。「図」は、注意をひき、浮き上がって見え、背景からまとまって感じられる部分。「地」は、際立って認められる「図」を、背景にあって引き立てる部分であり、背後に沈み連続的に広がり、図よりも薄く漠然としており、見捨てられるような部分として心理的に受け取られる。また、「図」を形成する要因、条件については多くの心理実験の成果がある。現実の風景では図-地関係が固定的でないなど、実験室のように簡単ではないが、概念拡張により現象を説明できる部分も多い。
ゲシュタルト	[独] Gestalt 単なる部分の総和としてではなく、心理的な力により構造がされた一まとまりの有機体。心的現象がこの要素の度合いから成るとするそれまでの要素心理学に対し、ゲシュタルト心理学が唱えた概念。全体の特性、構造が各部分に対して規定性を有するとされる。
景観	landscape, townscape ①風景、景色 ②ある土地において自然と人間の交渉によって形成される可視的事象のすべて、すなわち視覚的環境のことをいう。これは自然的条件や人間生活の歴史的試練を受けつつ互いに影響しあいながら変容する。
景域	[独] Landschaft 同質の景観を呈する一定の範囲の地域を意味する用語。景観、風景概念が環境の視覚的、意味的側面を強調するのに対し、この概念は景観の地域的広がり、環境の生態的秩序性、土地利用上の合理性を強く意識している点に差異がある。
景観資源	landscape (visual) resource 単一で、あるいは集合することにより眺めるのに値する価値を持つ対象。一般には山岳や湖沼などの対象そのものをいうが、広義には良好な眺望を保障する空間や対象を眺める視点をも含む。 景観構成要素とも呼ばれ、自然景観構成要素(自然景観資源)、人文景観構成要素(人文景観資源)自然人文景観構成要素(自然人文景観資源)に大別される。「自然景観構成要素」とは、天空、高い山、低い山、岩石、海、河川、湖沼、水辺、田園、広葉樹林、針葉樹林、動物、植物、ふるさとの風景、鎮守の森などの自然物をいう。「人文景観構成要素」とは、歴史的建物、橋梁、ダム、道路、港湾、鉄塔、電柱、電線、造成地、裸地、草地、耕地、集落、寺、神社、教会、塔、城跡、庭園、船舶、列車、自動車、看板などの人工物をいう。「自然人文構成要素」とは、溪谷を背景にした橋梁、丘陵と集落、海と航行中の船舶、道路と走行中の自動車、森林と神社、山岳と史跡、田園と城跡などのように、自然要素と人文要素が一体になったものをいう。
景観構成要素	elements of landscape 景観を構成している要素。そのとらえ方には次の二つの立場がある。(1)景観を一般論的にとらえる立場では、地形、河川、植生、船などの固定的、非固定的な目に見える要素や気候、地質、土壌などの景観の生成要因を指す。(2)分析や計画、設計など特定の目的のために用いる立場では、対象を景観把握モデルのように視点場、対象(主対象、副対象)、対象場別に把握する。
景観条例	landscape code 歴史的な景観などの良好な景観を保全する、あるいは新たに魅力的な景観を形成するために、一定の地域または地区における構成要素の改変行為に対して規制もしくは誘導を行うことを目的とする法令の通称。精神規定が主たるものから、特定の地区や施設を掲げ、具体的指針を示したもので、その内容はさまざまである。
景観計画	landscape planning ①あるテーマのもとに、一定の空間的広がりを有する区域の景観を計画的に操作すること。テーマは一般に操作対象(都市、森林、河川、橋梁など)と計画の目的(保護、保全、創造など)によって決定される。計画においては景観現象の総合性にかんがみ、機能計画との調整、非操作対象(土地利用などの操作対象とならない要素や自然)のコントロールと活用に留意する必要がある。総合性の保証が計画の正否となることが多いためである。 ②景観法において、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域において、現に保全する必要があると認められる土地の区域などに計画することができる。
景観重要建造物	景観法において、景観行政団体の長が景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で国土交通省令で定める基準に該当するものとして指定した建造物。都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限などが適用されない。

景観地区	都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市町村が都市計画に定めることができる地区の一。市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限が必須であるほか、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度のうち必要なものを定める。
景観デザイン	landscape design 環境の視覚像、すなわち見え方を設計すること。対象自体の設計だけではなく、視点と対象、対象と対象場の関係、視点場の設計など関係のデザインが含まれる点が通常のものや空間のデザインと根本的に異なる点である。
景観工学	technology for landscape planning 景観を工学的操作の対象と考えると、その現象の機構を解明し、人間の生活環境の一側面として計画、設計する方法について研究する学問領域。環境の美的価値をはじめとする住民のアメニティ重視の潮流を背景に、計量心理学、画像処理技術などの従来のデザイン論にない新たな方法論の分野を切り開いた。
景観分析	landscape analysis 可視または不可視、被視頻度、仰・俯角などの景観指標や、ランドマーク、ノードなどのイメージ概念、プロポジション、コンポジションなどの形状概念を用いて景観の構造や特徴、良否を明らかにする作業。
視対象	見える対象。眼前の展開による要素の1つ1つであり、主対象と副対象とに分けて分析を行う場合もある。
視点場	景観を見る場所。そこに立ったときの目の高さや視対象との標高差などが景観分析・評価の操作指標となる。
可視・不可視	任意の視点から、どこが見えてどこが見えないかを明らかにする指標。現地調査、模型、空中写真、コンピュータ・シミュレーション等の方法によって、見えるか見えないかが判別される。
近景、中景、遠景	range of close view もの見え方の変化を基準とした景観の分類で、経験的に用いられる視距離によるもの（近距離景、中距離景、遠距離景）と、風景画などの構図によるものがあるが、定量的な区分は明確にはされていない。例えば、視対象が人の場合、近距離景0～300m程度、中距離景300～1,000m程度、遠距離景1,000m以遠を目標とする。また、樹木の見え方の変化を基準とした場合、近景域340～460m、中景域340～460mから2.1～2.8km、遠景域2.1～2.8km以遠とする説などがある。
仰角（ぎょうかく）	angle of elevation 対象を仰観する場合の視線の水平に対する角度。広場や街路などの囲まれ感。塔などの崇高感、圧迫感、威圧感などの計測指標。
俯角（ふかく）	angle of depression 対象を俯瞰する場合の視線の水平からの角度。対象が平面的な倍の俯角の中心視軸は、-8度から-10度程度とされる。
ヴィスタ	Vista（伊語） 景観の型の一。「通景」、「見通し景」ともいう。本来は眺望、展望を意味するイタリア語。視点から主対象に向かって視線が誘導されていくように額縁状に枠取りされた景。視点と対象を結ぶ線を見通し線、対象を終点あるいは焦点、額縁状の区切りを絞りともいう。絞りとしては帯状に伐開された森林、列植された並木、建築物などがある。焦点としては記念的建築物、碑、彫刻等の人工物が用いられる。フランス幾何学式庭園において多用され、バロック都市計画の構成原理ともなった。
大パースペクティブ	透視図法が生み出す壮大な効果を用いて、奥行きのある空間（特に庭園や都市空間）を構成する建築的手法。壮大な眺望、奥行きをきわめて深い広場、長大な街路といったものを実際に造ったときに、見る者がそれだけ奥行きを感じるように、列柱を基準線からはずして湾曲させたり、幅広い並木道を遠くに行くにつれて昇り気味にしてその見通しの果てに壮大なモニュメントを配置させたりする。
軸線	axis 中心と並び、最も基本的な形態秩序の一。一般にバシリカ式と呼ばれる教会堂の形式のように、大空間が軸の持つ方向性と運動の効果で統合されている場合や、丹下健三の東京計画のように、都市的スケールの造形が、道路がつくる軸線に支配される場合など、さまざまな段階での適用を見出すことができる。軸線上の人の移動が可能か否かによって実際の効果が大きく分かれる。
シークエンス	sequence 視点の移動に伴い連続的に変化する景観。特に移動に伴う継起的体験に何らかの意味上の脈絡があったり、移動のルートが限定されていたりする場合にいう。回遊式庭園や参道などを対象に分析や構成法の研究が試みられている。P. シールやD. アップルヤードの研究が遊泳である。
スポットゾーニング	spot zoning 非常に狭い区域または特定の敷地について周囲とは異なる地域制上の地域・地区指定を行うこと。恣意的で不公平な地域制の運用として合法性が問われる場合も多いが、目的の公益性と手続きの公平性に照らして合法と判断される場合もある。